



発行 東京都

目次

17

規則

- 東京都文書管理規則の一部を改正する規則……………（総務局総務部文書課）…二
- 東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…二
- 東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…六

訓令

- 東京都事案決定規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…六
- 東京都青少年・治安対策本部処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都支庁処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都公文書館処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都都税事務所処務規程の一部改正……………（同）…七
- 東京都都税総合事務所処務規程の一部改正……………（同）…八
- 東京都都生活文化局都民生活部旅券課分室設置規程の一部改正……………（同）…八
- 東京ウイメンズプラザ処務規程の一部改正……………（同）…八
- 東京都消費生活総合センター処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都計量検定所処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都市街地整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都多摩ニュータウン整備事務所処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都多摩建築指導事務所処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都住宅建設事務所処務規程の一部改正……………（同）…二

- 東京都廃棄物埋立管理事務所処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都多摩環境事務所処務規程の一部改正……………（同）…二
- 東京都西多摩福祉事務所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都ナーシングホーム処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都児童相談所処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都児童相談センター処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都児童自立支援施設処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都女性相談センター処務規程の一部改正……………（同）…三
- 東京都心身障害者福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都保健所処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都健康安全研究センター処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都市場衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…四
- 東京都立看護専門学校処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都監察医務院処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都立療育医療センター処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都立多摩療育園処務規程の一部改正……………（同）…五
- 東京都立重症重度心身障害児者施設処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都立総合精神保健福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都立精神保健福祉センター処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都動物愛護相談センター処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都食肉衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…六
- 東京都病院経営本部処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都労働相談情報センター処務規程の一部改正……………（同）…九
- 東京都立職業能力開発センター処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都障害者職業能力開発校処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都島しょ農林水産総合センター処務規程……………（同）…一〇
- 東京都農業振興事務所処務規程の一部改正……………（同）…一〇
- 東京都家畜保健衛生所処務規程の一部改正……………（同）…一三

- 東京都森林事務所処務規程の一部改正……………(同)…三
- 東京都立皮革技術センター処務規程の一部改正……………(同)…三
- 東京都中央卸売市場処務規程の一部改正……………(同)…三
- 東京都土木技術支援・人材育成センター処務規程の一部改正……………(同)…三
- 東京都建設事務所処務規程の一部改正……………(同)…三
- 東京都江東治水事務所処務規程の一部改正……………(同)…四
- 東京都公園緑地事務所処務規程の一部改正……………(同)…四
- 東京都東京港管理事務所処務規程の一部改正……………(同)…四
- 東京都東京港建設事務所処務規程の一部改正……………(同)…四
- 東京都調布飛行場管理事務所処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都労働委員会事務局処務規程の一部改正……………(同)…五
- 東京都収用委員会事務局処務規程の一部改正……………(同)…五

規 則

東京都文書管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十一号

東京都文書管理規則の一部を改正する規則

東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中「又は当該到達した電子文書を所掌する係」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十二号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務部の部総合防災部の項中「防災管理課」を「防災管理課」に改め、同表オリンピック・パラリンピック準備局の部総合調整部の項中「計画課」を「連携推進課」に改め、同部大会準備部の項を次のように改める。

- 画運営課
- ラリンピック準備課
- 大会施設部
- 調整課
- 施設整備第一課
- 施設整備第二課

第八条第一項の表環境局の部地球環境エネルギー部の項中「環境都市づくり課」を「環境都市づくり課」に改め、同表福祉保健局の部障害者施策推進部の項中「自立生活支援課」を「地域生活支援課」に改め、同表福祉保健局の部障害者施策推進部の項中「居住支援課」を「施設サービス支援課」に改め、同条第四項を削る。

第十七条第一項及び第三項中「係の事務又は」を削る。

第二十條の表総務部の部法務課の項第六号中「異議申立て、」を削り、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 東京都行政不服審査会に関すること。

第二十條の表行政改革推進部の部行政改革課の項第二号中「事務改善(IT化施策を含む。）」を「業務改革全般」に改め、同項第五号中「職員提案」を「職員表彰(業務

改革部門)」に改め、同項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同表情報システム部の部中「情報システム部」を「情報通信企画部」に改め、同部情報システム課の項中「情報システム課」を「企画課」に改め、同項第一号中「情報化施策」を「情報通信施策」に改め、「立案」の下に「及び推進」を加え、同項第三号中「係る」の下に「企画、調整、」を加え、同項第五号中「電子計算組織」を「共通基盤システム及び業務改善に係るIT基盤」に改め、同項に次の一号を加える。

八 サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに関すること。

第二十條の表総合防災部の部防災管理課の項第一号中「企画」を「連絡」に改め、同項中第二号から第七号までを削り、第八号を第二号とし、第九号から第二十一条までを六号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

防災計画課

一 防災対策及び危機管理に係る総合的な計画及び計画調整に関すること(他の課に属するものを除く。)

二 災害予防対策の総合計画に関すること。

三 防災会議に関すること。

四 地域防災計画の策定に関すること。

五 東京都震災対策条例の施行に関すること。

六 震災対策事業計画の策定に関すること。

第二十條の表総合防災部の部防災対策課の項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 東京都地震災害警戒本部条例の施行に関すること。

第二十一條の表建築保全部の部オリンピック・パラリンピック施設整備課の項第一号中「第十六回パラリンピック競技大会」を「東京パラリンピック競技大会」に改める。

第二十三條の表都民生活部の部管理法人課の項第二号中「特例民法法人の監督、公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行及び公益目的支出計画」を「移行法人」に改め、「こと」の下に「(公益目的支出計画の履行の確保の範囲に限る。)」を加え、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一

号を加える。

六 特定非営利活動促進法の施行に関すること。

第二十三條の表都民生活部の部地域活動推進課の項中第三号を削り、同表消費生活部の部企画調整課の項第三号中「及び管理」を「管理及び提供」に改め、同部取引指導課の項中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 消費者安全法(財産被害に関するに限る。)の施行に関すること。

第二十三條の表消費生活部の部生活安全課の項第四号中「消費科学的テスト」を「テスト」に改め、同項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 消費者安全法(危害防止に関するに限る。)の施行に関すること。

第二十三條の二の表総合調整部の部調整課の項第一号中「第十六回パラリンピック競技大会」を「東京パラリンピック競技大会」に改め、「関連する都の施策に係る」を「係る総合的な」に改め、「連絡調整」の下に「(他の課に属するものを除く。)」を加え、同項中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 競技大会に係る広報及び広聴に関すること。

三 競技大会に係る企画、調整及び調査に関すること。

四 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との連絡調整に関すること。

第二十三條の二の表総合調整部の部計画課の項を削り、同部調整課の項の次に次のように加える。

連携推進課

一 競技大会に係る庁内各局、関係機関・団体等(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を除く)との連絡調整に関すること。

二 競技大会の開催気運醸成に関すること。

三 競技大会に係る受入環境整備に関すること。

計画運営課

一 競技大会の開催計画(他の部に属するものを除く。)に関すること。

- 二 競技大会の運営に関すること。
- 三 競技大会に係るセキュリティ対策に関すること。
- パラリンピック準備課
- 一 東京パラリンピック競技大会の開催に係る企画及び調整に関すること。
- 二 東京パラリンピック競技大会に係る競技力向上施策に関すること。

第二十三条の二の表大会準備部の部を次のように改める。  
大会施設部

調整課

- 一 競技大会の開催計画（施設に関するものに限る。）に関すること。
- 二 競技大会に係る環境マネジメントに関すること。
- 三 競技大会に係る競技会場等の調整に関すること。
- 四 部内他の課に属しないこと。

施設整備第一課

- 一 新規に建設する競技大会に係る競技会場等の整備及び開設準備に関すること。
- 二 競技大会に係る選手村等の調整に関すること。

施設整備第二課

- 一 スポーツ施設の整備に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。
- 第二十三条の二の表スポーツ推進部の部調整課の項第三号中「スポーツ施設」の下に「の管理」を加え、「他局」を「他の局」に改め、同項第四号中「国際競技大会」を「第九回ラグビーワールドカップ」に改め、「開催準備」の下に「及びその他国際競技大会（他の部に属するものを除く。）」を加え、同部事業推進課の項第六号中「東京大マラソン祭り」を「マラソン祭り等」に改める。

第二十四条の表市街地整備部の部企画課の項第十一号中「第十六回パラリンピック競技大会」を「東京パラリンピック競技大会」に改め、「整備」の下に「並びに後利用」を加え、「局」の下に「及び課」を加え、同部区画整理課の項第九号中「都、都知事及び区市町村施行」を「土地区画整理法第三条第四項の規定により定められた都、都知事及び区市町村施行」に改め、同部再開発課の項第一号中「都及び区市町村施行」を「都市再開発法第二条の二第四項の規定により定められた都及び区市町村施行」に改め、同

項に次の一号を加える。

- 九 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る選手村の建設及び整備に関すること（他の局及び課に属するものを除く。）。

第二十四条の表市街地建築部の部建築企画課の項第十四号中「特殊建築物」の下に「防火設備」を加え、同項に次の一号を加える。

- 二十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する連絡調整に関すること。

第二十四条の表市街地建築部の部建築指導課の項に次の一号を加える。

- 十五 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定、届出の受理、認定等に関すること。

第二十四条の表都営住宅経営部の部住宅整備課の項第三号中「スーパーリフォーム事業」を削り、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第二十五条の表総務部の部環境政策課の項第十三号中「第十六回パラリンピック競技大会」を「東京パラリンピック競技大会」に改める。

第二十五条の表地球環境エネルギー部の部環境都市づくり課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同項の次に次のように加える。

次世代エネルギー推進課

- 一 次世代エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。
- 二 水素エネルギー及び都市エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。

三 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく地域におけるエネルギーの有効利用に関すること。

第二十五条の表環境改善部の部計画課の項第一号中「（他の部に属するものを除く。）」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同部大気保全課の項第一号中「他の部」を「部内他の課」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号中「他の部」を「部内他の課」に改め、同号を同項

第四号とし、同項第二号中「他の部」を「部内他の課」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る規制基準等の策定に関すること  
(部内他の課に属するものを除く。)

第二十六条の表障害者施策推進部の部計画課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第九号とし、第三号の次に次の五号を加える。

四 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)

五 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に関すること(他の局、部及び課に属するものを除く。)

六 障害者の社会参加の推進に関すること。

七 東京都心身障害者扶養共済制度等に関すること。

八 障害者福祉会館に関すること。

第二十六条の表障害者施策推進部の部中自立生活支援課及び居住支援課の項を次のように改める。

地域生活支援課

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)

二 障害者(児)の在宅福祉に関すること。

三 障害福祉に係る研修に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)

四 共同生活援助等に関すること。

五 障害者の就労支援に関すること(他の局に属するものを除く。)

施設サービス支援課

一 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法(障害時に係る部分に限る。)の施行に関すること。

二 心身障害者福祉センターに関すること。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(更生医療に限る。)に関すること(他の部及び課に属するものを除く。)

く。)

四 障害者支援施設、障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設の運営指導に関すること。

五 前号の施設を経営する社会福祉法人等の運営指導に関すること。

六 障害児入所施設及び障害児通所支援事業を目的とする施設であつて認可を受けていないものの指導監督に関すること。

七 前号に掲げる施設の設置の認可に関すること。

八 障害者支援施設等の建設に関すること。

九 東京都障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う事業所(都が設置するものに限り)、東京都福祉型障害児入所施設及び療育医療センター並びに東京都立多摩療育園及び重症重度心身障害児者施設に関すること。

十 重症心身障害児(者)施設入所等選考委員会に関すること。

十一 在宅心身障害児(者)に対する療育支援等に関すること。

第二十六条の表障害者施策推進部の部中「精神保健・医療課」を「精神保健医療課」に改める。

第二十六条の表健康安全部の部食品監視課の項中第二十号を第二十一号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 健康増進法に基づく誇大表示の勧告及び命令に関すること。

第二十七条の表商工部の部創業支援課の項第二号中「こと」の下に「(他の課に属するものを除く。)」を加え、同項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 中小企業の航空機産業参入支援に関すること。

四 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第八条のエンジェル税制の確  
認事務に関すること。

第二十七条の表商工部の部経営支援課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表金融監理部の部監理課の項中第一号を次のように改める。

一 東京における産業振興に関する包括連携協定に基づく金融機関との連携の推

進に関する事。

第二十七条の表農林水産部の部森林課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 全国育樹祭に関する事。

第二十八条の表公園緑地部の部公園建設課の項第二号中「第十六回パリンピック競技大会」を「東京パリンピック競技大会」に改める。

別表三 四の部(一)の項中「東京都計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業」を

「東京都計画事業六町四丁目付近土地区画整理事業」に改め、同部(三)の項中「スーパーホーム事業、」及び「ただし、スーパーホーム事業に関する事務にあつては特別区の区域」を削る。

別表三 六の部(四)の項中「並びに老人福祉法第十五条第一項に基づく養護老人ホーム」を削り、同部(七)の項中「新宿区戸山三丁目十七番二号」を「新宿区神楽河岸一番一号」に改め、同部(七)の項中「指導」の次に「(宿泊を伴うものは東京都立中部総合精神保健福祉センターに限る。)」を加え、同部(七)の項中「台東区下谷一丁目一番三号」を

「台東区東上野三丁目三番十三号」に改める。

別表三 八の部(一)の項中

「東京都第二建設事務所 品川区広町二丁目一 品川区、目黒区、大田区、

番三十六号 世田谷区及び渋谷区

同 品川線建設事務所 品川区西五反田七丁 目二十二番十七号

品川区、目黒区、大田区、

「東京都第二建設事務所 品川区広町二丁目一 品川区、目黒区、大田区、

番三十六号 世田谷区及び渋谷区

「隅田川、荒川及び中川における架設区域、排水場の建設工事にあつては、特別区の存

する区域」を「築地大橋及び豊洲大橋に関する事務」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十三号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則(昭和三十八年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表人事部の部人事課の項第四号中「勤務評定」を「人事評価」に改め、同表救急部の部救急指導課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 機動的な救急活動に関する事。

第十二条第一項の表中「二七人」を「一〇七人」に、「三八六人」を「三一三人」に、「一七、四二五人」を「一七、五一七人」に、「一七、八三九人」を「一七、九三八人」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第五号

庁 中 一 般

東京都事案決定規程(昭和四十七年東京都訓令甲第十号)の一部を次のように改正す

る。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

別表十二の項中「、異議の申立て」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第六号

加える。

2 担当部長は、上司の命を受け、担任する事務をつかさどる。

第七条第二号中「次条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(担当部長の決定対象事案)

第七条の二 担当部長の決定すべき事案は、おおむね次のとおりとする。

- 一 四十万円以上百万円未満の補助金（法令によりその交付が義務付けられているものにあつては百万円以上のものを含む。）の交付に関する事（支庁長から分任されたものに限る。）。
- 二 重要な事項に関する報告、答申、進達及び副申に関する事（支庁長から分任されたものに限る。）。
- 三 重要な許可、認可、登録その他の行政処分に関する事（支庁長から分任されたものに限る。）。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十五条第二項並びに第二十七条第二項、第四項、第六項及び第八項中「係の事務又は」を削る。

第三十一条中「支庁長」の下に「担当部長」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第八号

総務局

財務局

公文書館

東京都公文書館処務規程（昭和四十三年東京都訓令甲第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

政策企画局

総務局

財務局

青少年・治安対策本部

東京都青少年・治安対策本部処務規程（平成十七年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第三条の表安全・安心まちづくり課の項第二号中「東京都安全・安心まちづくり条例」を「東京都安全安心まちづくり条例」に改める。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

第七条第十三号及び第八条第十三号中「異議の申立て」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第七号

庁 中 一 般 支 庁

東京都支庁処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第三項を削る。

第四条第二項中「限る。」の下に「担当部長及び」を加える。

第五条第一項中「支庁長」の下に「及び担当部長」を加える。

第六条中第五項を第六項とし、同条第四項中「係の事務又は」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第六条の二を第六条とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第九号

総 務 局

財 務 局

主 税 務 局

都 税 務 所

東京都都税事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第九項を削る。

第六条第六項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十号

総 務 局

財 務 局

主 税 務 局

都 税 総 合 事 務 セ ン タ ー

東京都都税総合事務センター処務規程（平成十九年東京都訓令第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項中「、課に係を」を削る。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十一号

総 務 局

生 活 文 化 局

東京都生活文化局都民生活部旅券課分室設置規程（昭和五十三年東京都訓令第九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第三項を削る。

第三条第二項中「局長」を「生活文化局長（以下「局長」という。）」に改める。

第五条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十二号

総 務 局

財 務 局

生 活 文 化 局

東 京 ウ イ メ ン ズ プ ラ ザ

東京ウイメンズプラザ処務規程（平成十三年東京都訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日



東京都知事 外 添 要 一  
第二条を削る。

第三条第二項中「局長」を「生活文化局長（以下「局長」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十三号

総 務 局  
財 務 局  
生 活 文 化 局  
消 費 生 活 総 合 セ ン タ ー

東京都消費生活総合センター処務規程（昭和四十九年東京都訓令第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条中「消費科学的テスト」を「テスト」に改める。

第二条第二項を削る。

第三条の表活動推進課の項第三号中「消費者行政」を「消費生活行政」に、「援助」を「支援」に改め、同項第六号中「消費者学習」を「消費者教育」に改め、同表相談課の項第四号中「消費科学的テスト」を「テスト」に改める。

第四条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「局長」を「生活文化局長（以下「局長」という。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 センターに専門課長を置くことができる。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

第十三条第一号中「消費者行政」を「消費生活行政」に、「援助」を「支援」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十四号

総 務 局  
財 務 局  
生 活 文 化 局  
計 量 検 定 所

東京都計量検定所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第四項中「局長」を「生活文化局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十五号

総 務 局  
財 務 局  
都 市 整 備 局  
市 街 地 整 備 事 務 所

東京都市街地整備事務所処務規程（平成二十七年東京都訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

第二条第一項の表中「工事課」を「工事課 選手村基盤整備課」に改める。

第二条第四項中「、課及び六町地区整備事務所に係る。」を削る。

第三条の表管理課の項第十一号中「(第二市街地整備事務所に限る。)」を削り、同表事業課の項第一号及び第三号中「こと」の下に「(他の課に属するものを除く。)」を加え、同項第六号中「(第二市街地整備事務所に限る。)」を削り、同表工事課の項第三号及び第四号中「こと」の下に「(他の課に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

選手村基盤整備課  
一 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る選手村における事業の調査及び測量に関すること。  
二 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る選手村における事業計画及び権利変換計画に関すること。  
三 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る選手村における事業に伴う諸工事の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施工及び監督に関すること。

四 前号の工事の清算に関すること。

五 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る選手村における上下水道、軌道、ガス管、電らん、電柱等の整理及びこれに伴う損失補償に関すること。

六 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る選手村における公共施設の引継ぎ並びに引継ぎ前の公共施設の維持及び修繕に関すること。

第七条第八号中「(第二市街地整備事務所に限る。)」を削る。

第六条第五項中「、係の事務」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十六号

総 務 局  
財 務 局  
都 市 整 備 局

東京都多摩ニュータウン整備事務所処務規程(平成十六年東京都訓令第六十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第二項中「局長」を「都市整備局長(以下「局長」という。)」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十七号

総 務 局  
財 務 局  
都 市 整 備 局  
多 摩 建 築 指 導 事 務 所

東京都多摩建築指導事務所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第三条の表管理課の項第六号中「及び建築設備」を、「防火設備、昇降機その他の建築設備等」に改め、「の受付」を削る。

第三条の表建築指導第一課の項に次の一号を加える。

二十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく適合性判定、届出の受理、認定等に関すること。

第三条の表建築指導第二課の項に次の一号を加える。

十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定、届出の受理、認定等に関すること。

第三条の表建築指導第三課の項に次の一号を加える。

十九 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく適合性判定、届出の受理、認定等に関すること。

第四条第四項中「局長」を「都市整備局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第五項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十八号

総務局  
財務局  
都市整備局  
住宅建設事務所

東京都住宅建設事務所処務規程（昭和五十六年東京都訓令第百十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条中「、スーパーリフォーム事業」を削る。  
第二条第三項を削る。

第四条第四項中「局長」を「都市整備局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第五項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第十九号

総務局  
財務局  
環境局  
廃棄物理立管理事務所

東京都廃棄物理立管理事務所処務規程（昭和四十七年東京都訓令第二百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第二項中「局長」を「環境局長（以下「局長」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十号

総務局  
財務局  
環境局  
多摩環境事務所

東京都訓令第二十号

東京都多摩環境事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十一号

総 務 局

財 務 局

福 祉 保 健 局

西 多 摩 福 祉 事 務 所

東京都西多摩福祉事務所処務規程（昭和四十六年東京都訓令甲第百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第六条の二を第六条とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十二号

東京都ナーシングホーム処務規程（平成十三年東京都訓令第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第二項を削る。

第二条第一項の表中 「介護課」を「介護課」に改め、同条第二項を削る。

第三条の表介護保健課の項第九号並びに同表介護課の項第一号、第二号及び第四号中

「（東村山老人ホームに属するものを除く。）」を削り、同条の表東村山老人ホームの項を削る。

第四条第一項中「（東村山老人ホームにあつては所長。以下同じ。）」を削り、同条

第三項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

第七条中「副所長、」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十三号

総 務 局

財 務 局

福 祉 保 健 局

児 童 相 談 所

東京都児童相談所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第三十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第六条の二を第六条とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十四号

総 務 局

財 務 局

福 祉 保 健 局

児 童 相 談 セ ン タ ー

東京都児童相談センター処務規程（昭和五十年東京都訓令第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第四項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第六項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十五号

総 務 局

財 務 局

福 祉 保 健 局

児 童 自 立 支 援 施 設

東京都児童自立支援施設処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十六号

総 務 局

財 務 局

福 祉 保 健 局

女 性 相 談 セ ン タ ー

東京都女性相談センター処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第三項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第三項中「係の事務又は」を削り、同項中「課長に」を「所長に」に改め、同条を第四条とする。

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第七条の二を第七条とする。  
第十条第二項を削る。

第十四条二項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十七号

総務局  
財務局  
福祉保健局  
心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センター処務規程（昭和四十三年東京都訓令甲第四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第三項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第五項中「係の事務又は」を削る。

第十五条第二項を削る。

第十九条第二項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十八号

総務局  
財務局  
福祉保健局  
保健所

東京都保健所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第三項を削る。

第四条第二項を削る。

第八条第三項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第十条第五項及び第六項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十九号

総務局  
財務局  
福祉保健局  
健康安全研究センター

東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第三条の表広域監視部の部食品監視第二課の項第二号中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第九項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十号

東京都市場衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第三条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第五条第三項中「係の事務又は」を削る。

第六条第六号中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 食品表示法第六条第八項の規定に基づく措置又は業務停止に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十一号

東京都立看護専門学校処務規程（昭和五十二年東京都訓令第五十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改め、同条

を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第三項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第六条の二を第六条とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十二号

東京都監察医務院処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第七項中「係の事務又は」を削る。

附則中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十三号

総務局 財務局 福祉保健局 療育医療センター

東京都立療育医療センター処務規程（昭和六十年東京都訓令第六十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第三条の表通園科の項に次の一号を加える。

六 保育所等訪問支援に関する事。

第四条第四項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第八項中「係の事務又は」を削る。

第十五条第二項を削る。

第十九条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十四号

東京都立多摩療育園処務規程（昭和六十年東京都訓令第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第三条の表事務室の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 保育所等訪問支援に関する事。

第四条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十五号

東京都立重症重度心身障害児者施設処務規程（昭和四十三年東京都訓令甲第七十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第四項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第八項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十六号

東京都立総合精神保健福祉センター処務規程（昭和六十年東京都訓令第三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第九号中「こと」の下に「（中部総合精神保健福祉センターに限る。）」を加

総 務 局  
財 務 局  
福 祉 保 健 局  
多 摩 療 育 園

総 務 局  
財 務 局  
福 祉 保 健 局  
総合精神保健福祉センター



える。

第二条第一項中「センター」を「中部総合精神保健福祉センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 多摩総合精神保健福祉センターに事務室並びに次の課及び科を置く。

広報援助課

生活訓練科

第三条中「事務室並びに」を「中部総合精神保健福祉センターの事務室並びに」に改め、同条事務室の項第一号から第四号までの規定中「センター」を「中部総合精神保健福祉センター」に改め、同項第六号中「センター内」を「中部総合精神保健福祉センター内」に改め、同号を同項第十号とし、同項第五号の次に次の四号を加える。

六 精神医療審査会の事務に関すること。

七 小児精神病患者医療費助成の申請に対する審査及び医療券の交付に関すること。

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療（精神通院医療に限る。）の公費負担の申請に対する支給認定及び医療受給

者証の交付に関すること。

九 精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する審査及び手帳の交付に関すること。

第三条の表広報援助課の項第六号中「センター」を「中部総合精神保健福祉センター」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 災害時における心のケアに係る体制の整備に関すること。

第三条の表広報援助課の項第九号から第十一号までを削り、同条に次の一項を加える。

2 多摩総合精神保健福祉センターの事務室並びに課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

事務室

一 多摩総合精神保健福祉センター所属職員の人事及び給与に関すること。

二 多摩総合精神保健福祉センターの公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。

三 多摩総合精神保健福祉センターの予算、決算及び会計に関すること。

四 利用者の診療等の事務に関すること。

五 施設の維持管理に関すること。

六 多摩総合精神保健福祉センター内他の課及び科に属しないこと。

広報援助課

一 地域精神保健福祉活動の企画に関すること。

二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及啓発及び調査研究に関すること。

三 精神保健福祉業務従事者等に対する教育研修及び技術援助に関すること。

四 地域精神保健福祉の向上を図るための組織の育成及び組織活動への協力に関すること。

五 精神保健及び精神障害者の福祉に関する情報の収集、分析及び提供並びに統計に関すること。

六 多摩総合精神保健福祉センターの事業に関する資料の編集及び発行に関すること。

七 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関すること。

八 地域で生活する精神障害者に対する訪問型支援に関すること。

九 精神医療審査会の事務に関すること。

十 小児精神病患者医療費助成の申請に対する審査に関すること。

十一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療（精神通院医療に限る。）の公費負担の申請に対する支給認定に関すること。

十二 精神障害者保健福祉手帳の交付の申請に対する審査に関すること。

生活訓練科

一 利用者のデイケア及び作業訓練に関すること。

二 利用者の通所に関すること。

三 利用者の食事の管理に関すること。

四 利用者の就労援助等に関すること。

五 訓練指導室の管理及び運営に関すること。

六 利用者の診療に関すること。

七 麻薬その他医薬品及び衛生材料の管理に関すること。

八 調剤及び製剤並びに医薬品の検査に関すること。

九 利用者の看護及び診療の補助に関すること。

十 診療室及び調剤室の管理及び運営に関すること。

十一 診療室の衛生に関すること。

第四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事務室に医療審査医長を置くことができる（中部総合精神保健福祉センターに限る。）。

第五条第三項中「科長」の下に「、医療審査医長」を加える。

第六条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項中「又は課長」を「、課長又は医療審査医長」に改め、「係の事務又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 医療審査医長は、所長の命を受け、相当高度の知識経験に基づき、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

第九条第五号及び第六号中「もの」の下に「及び医療審査医長の権限に属するもの」を加え、同条第七号及び第八号中「こと」の下に「（医療審査医長の権限に属するものを除く。）」を加える。

第十条の見出し中「又は科長」を「、科長又は医療審査医長」に改め、同条中「又は科長」を「、科長又は医療審査医長」に改め、同条第六号から第九号までの規定中「中部総合精神保健福祉センター広報援助課長」を「中部総合精神保健福祉センター事務室医療審査医長」に改める。

第十条の二中「課長又は科長」を「課長代理又は部門担当主任技術員」に改め、同条第六号から第九号までの規定中「中部総合精神保健福祉センター広報援助課」を「中部総合精神保健福祉センター事務室」に改める。

第十二条中「科長」の下に「、医療審査医長」を加える。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十七号

総務局

財務局

福祉保健局

精神保健福祉センター

東京都立精神保健福祉センター処務規程（昭和四十一年東京都訓令甲第四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第三項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第三項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とし、第六条を第五条とし、

第六条の二を第六条とする。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十八号

総務局

財務局

福祉保健局

動物愛護相談センター

東京都動物愛護相談センター処務規程（昭和四十二年東京都訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第六条の二を第六条とする。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第十三条とする。

第十五条を第十四条とし、第十五条の二を第十五条とする。

第二十六条中「第六条、第六条の二、第十五条、第十五条の二」を「第五条、第六条、第十四条、第十五条」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十九号

総 務 局

財 務 局

福 祉 保 健 局

食 肉 衛 生 検 査 所

東京都食肉衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第百二十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「局長」を「福祉保健局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

第七条第七号中「第五十四条」を「第五十四条第一項」に改め、同条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 食品表示法第六条第八項の規定に基づく措置又は業務停止に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十号

総 務 局

財 務 局

福 祉 保 健 局

病 院 経 営 本 部

東京都病院経営本部処務規程（平成十四年東京都訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第六条第五項中「係の事務又は」を削る。

第七条第一項第十一号及び第八号第十一号中「、異議の申立て」を削る。

第十五条第四項を削る。

第十九条第十一項中「係の事務又は」を削る。

別表中「第十四条関係」を「第十五条関係」に改め、同表多摩総合医療センターの項中「検査科」を「検査科 臨床試験科」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十一号

総 務 局

財 務 局

東京都労働相談情報センター処務規程（平成十六年東京都訓令第五十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「局長」を「産業労働局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

第十二条第二項を削る。

第十六条第二項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十二号

総 務 局

財 務 局

産 業 労 働 局

職業能力開発センター

東京都立職業能力開発センター処務規程（平成十九年東京都訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

目次中「第十条」を「第十一条」に、「（第十一条―第二十条）」を「（第十二条―第二十一条）」に、「（第二十一条―第二十三条）」を「（第二十二条―第二十四条）」に改める。

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「局長」を「産業労働局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。  
第十三条を削り、第十四条を第十三条とし、第十五条から第十七条までを一条ずつ繰り上げる。

第十八条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を十七条とする。

第十九条を第十八条とし、第二十条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

第二十三条中「第十九条及び第二十條」を「第十八条及び第十九条」に改め、第四章中同条を二十二条とする。

第二十四条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十三号

総 務 局

財 務 局

産 業 労 働 局

東京障害者職業能力開発校

東京障害者職業能力開発校処務規程（昭和三十三年東京都訓令甲第四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「局長」を「産業労働局長（以下「局長」という。）」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十四号

総 務 局

東京都島しょ農林水産総合センター処務規程(平成十七年東京都訓令第二十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第三項中「局長」を「産業労働局長(以下「局長」という。)」に改める。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

第十二条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十四条第二項中「事業所」の下に「(三宅事業所を除く。次項において同じ。)」を加える。

第十六条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十五号

東京都農業振興事務所処務規程(平成十六年東京都訓令第四十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「局長」を「産業労働局長(以下「局長」という。)」に改める。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。  
第十二条第三項を削る。  
第十六条第二項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十六号

東京都家畜保健衛生所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第五十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条を削る。

第三条第二項中「局長」を「産業労働局長(以下「局長」という。)」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第十九条中「第六条、第七条、第十五条及び第十六条」を「第五条、第六条、第十四条及び第十五条」に改め、同条を第十八条とする。

第二十条を第十九条とし、第二十一条を第二十条とし、第二十二條を第二十一条とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十七号

東京都森林事務所処務規程(平成十四年東京都訓令第四十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項中「係及び」を削る。

第三条の表森林産業課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第六条第三項中「、係の事務」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十八号

東京都立皮革技術センター処務規程(昭和五十八年東京都訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

目次中「第九条」を「第八条」に、「(第十条―第十九条)」を「(第九条―第十七条)」に、「(第二十条―第二十二条)」を「(第十八条―第二十条)」に改める。  
第二条を削る。

第三条第三項中「局長」を「産業労働局長(以下「局長」という。)」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条第三項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。

第六条を第五条とし、第七条から第十一条までを一条ずつ繰り上げ、第十二条を削り、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第十三条とする。

第十六条を第十四条とし、第十七条から第十九条までを二条ずつ繰り上げる。

第二十条中「第六条、第七条、第十六条及び第十七条」を「第五条、第六条、第十四条及び第十五条」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条を第十九条とし、第二十二条を第二十条とする。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第四十九号

東京都中央卸売市場処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第百九号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第七条第一項第十号及び第八条第九号中「、異議の申立て」を削る。

第十三条第五項を削る。

第十七条第四項中「係の事務又は」を削り、「課長に」を「場長又は課長に」に改める。

附 則

総 務 局  
財 務 局  
産 業 労 働 局  
中 央 卸 売 市 場

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十号

総務局  
財務局  
建設局

土木技術支援・人材育成センター

東京都土木技術支援・人材育成センター処務規程（平成二十一年東京都訓令第三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第六条第三項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十一号

総務局  
財務局  
建設局  
建設事務所

東京都建設事務所処務規程（昭和三十二年東京都訓令第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項中「第二建設事務所」の下に「及び第四建設事務所」を加え、同項の表

中「工事課」を「工事第一課  
工事第二課」に改め、同条中第四項及び第五項を削り、同条第六項中

「第六建設事務所」を「第五建設事務所、第六建設事務所」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第七項を第五項とし、同条第八項中「及び係」を削り、同項を同条第六項とする。

第三条第二項中「第二建設事務所」の下に「及び第四建設事務所」を加え、同項の表管理課の項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 千川上水の管理に関する事（第四建設事務所に限る。）。

第三条第二項の表中工事課の項を削り、同項の表用地第二課の項の次に次のように加える。

工事第一課

一 道路、橋りょう及び広場の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施行及び監督に關すること（他の課に属するものを除く。）。

二 前号の工事の清算に關すること。

工事第二課

一 河川の調査、測量及び設計並びにこれらの工事の施行及び監督に關すること。

二 前号の工事の清算に關すること。

三 河川管理施設の操作に關すること。

第三条第四項を削り、同項第五項の表中橋りょう建設課の項を削り、同項を同条第四項とし、同条中第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項第一号中「主要地方道大月・奥多摩線」を「一般国道百三十九号」に改め、同項を同条第八項とする。

第六条第五項中「それぞれ係」を「担任」に、「工事事務所」を「又は工事事務所」に改め、「又は担任の事務」を削る。

第八条第一項中「課長代理」の下に「工区長、事業センター長及び工事事務所長」を加える。

第十条中「又は課長代理」を「課長代理、工区長、事業センター長又は工事事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十二号

東京都江東治水事務所処務規程(昭和三十三年東京都訓令甲第三十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十三号

東京都公園緑地事務所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第九十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第三項中「係」を「整備事務所」に改める。

第三条の表工事課の項に次の二号を加える。

- 五 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に係る都立公園における競技会場等の工事の調査、設計、施行及び監督に関すること。

六 前号の工事の清算に関すること。

第四条第一項中「課長を」の下に「、整備事務所に整備事務所長を」を加える。  
第五条第四項中「課長代理」の下に「及び整備事務所長」を加える。  
第六条第三項中「所属職員」の下に「及び整備事務所所属職員」を加え、同条第五項中「課長代理」の下に「又は整備事務所長」を加え、同項中「係の事務又は担任の事務」を「担任の事務又は整備事務所の事務」に改める。  
第八条第一号中「課長代理」の下に「及び整備事務所長」を加える。  
第九条(見出しを含む。)中「課長代理」の下に「又は整備事務所長」を加える。  
第十条中「又は課長代理」を「、課長代理又は整備事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十四号

東京都東京港管理事務所処務規程(昭和四十六年東京都訓令甲第九十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十五号

総 務 局



東京都東京港建設事務所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第四百四号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第一条中「第十六回パラリンピック競技大会」を「東京パラリンピック競技大会」に改める。

第二条第二項を削る。

第四条第二項中「副所長」の下に「及び道路整備担当課長」を加える。

第五条第二項中「課長」の下に「(道路整備担当課長を含む。以下同じ。)」を加える。

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

第十条第二項を削る。

第十四条第二項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十六号

東京都調布飛行場管理事務所処務規程(平成五年東京都訓令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

財 務 局  
港 湾 局  
東 京 港 建 設 事 務 所

総 務 局  
財 務 局  
港 湾 局  
調 布 飛 行 場 管 理 事 務 所

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。  
第五条第二項中「係の事務又は」を削り、同条を第四条とする。  
第六条を第五条とし、第七条から第十条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十七号

東京都労働委員会事務局処務規程(昭和四十二年東京都訓令甲第七十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

第二条第二項を削る。

第六条第五項及び第六項中「係の事務又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都訓令第五十八号

東京都収用委員会事務局処務規程(昭和四十四年東京都訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

東京都知事 外 添 要 一

総 務 局  
財 務 局  
収 用 委 員 会 事 務 局

第六条第四項中「係の事務又は」を削る。

附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001

